

議案提案権を使って3つの議案を提案しました。

6月22日（水）1時～ 厚生常任委員会

6月23日（木）1時～総務常任委員会で審議されます！

委員会傍聴ができます。12時半に議会事務局に申し込みを。

敬老年金支給条例

昭和40年から続けられていた敬老年金が平成14年廃止され、長寿祝金の節目支給（75歳・80歳・90歳・100歳）に変更されました。市議選のなかで多くの高齢者から「年金が削られ生活が大変。市の敬老年金を復活してほしい」とたくさんの声が届けられました。今回提案している条例案は、長寿祝金の対象にならない年齢の方で市民税非課税の方に 対し敬老年金支給する条例案です。

《条例案》

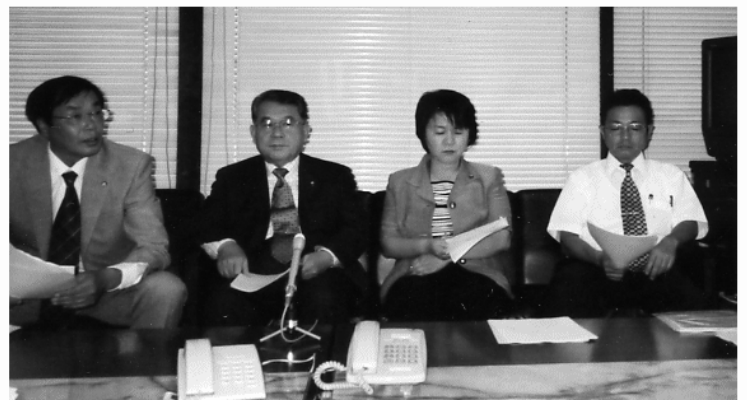
70歳～74歳	6000円/年
76歳～89歳	8400円/年
91歳以上	12000円/年



議員が議会に出席すると

1日7000円の費用弁償の支給を廃止する条例

議員が議会に出席をするのは、議員本来の仕事です。そのために議員報酬ももらっています。費用弁償は旅費などと規定されていますが、1日7000円も交通費はかかりません。市民に全く説明のつかないお金です。これまで市議団として議長に対し、2回ほど議会出席時の費用弁償の廃止を求めてきました。また、議会活性化検討委員会でも意見を出してきましたが、具体的な検討はされないままです。年間の予算は1648万5000円。議員一人あたり約34万円。これこそ大きなムダです。



6月6日市政記者クラブで記者会見

裏面もお読みください。

市長の退職手当が約3420万円⇒一般職員と同じに変わると約453万円に

市長などの常勤特別職6人の退職手当は4年間で約7670万円⇒条例改正で約1660万円に。約6千万円削減できます。

市長などの退職手当は(1)のとおりです。市民感覚からすれば、たった4年で市長が受け取る退職手当約3420万円は、あまりに高額です。調べてみると昭和38年当時からこの算定方法が取られていました。国の特別職の退職手当は「一般職員に準じる」となっています。市も国と同じにすべきという立場から、条例改正を提案します。条例改正をすると(2)のようになり、約6千万円の税金を削減でき、福祉施策など市民生活にまわすことができます。

行政改革といいながら、やすらぎ見舞金の廃止や出産祝い品の廃止など市民にばかりしわ寄せをしています。市民感覚とかけはなれた退職手当の見直しこそ必要ではないでしょうか。

(1) 現行制度で在職期間が4年(48月)の場合の退職手当の額

市長	$1,134,000 \times 48 \text{ 月} \times 63 / 100 = 34,292,000 \text{ 円}$
助役	$905,000 \times 48 \text{ 月} \times 40 / 100 = 17,376,000 \text{ 円}$
収入役	$813,000 \times 48 \text{ 月} \times 27 / 100 = 10,536,000 \text{ 円}$
水道事業管理者	$793,000 \times 48 \text{ 月} \times 25 / 100 = 9,516,000 \text{ 円}$
教育長	$793,000 \times 48 \text{ 月} \times 25 / 100 = 9,516,000 \text{ 円}$
常勤の監査委員	$518,000 \times 48 \text{ 月} \times 20 / 100 = 4,972,000 \text{ 円}$

※上記計算の最初の数字は月額給与



(2) 条例改正により一般職員に準じる退職手当の制度にした場合

市長	$1,134,000 \times 4 \text{ 年} = 4,536,000 \text{ 円}$
助役	$905,000 \times 4 \text{ 年} = 3,620,000 \text{ 円}$
収入役	$813,000 \times 4 \text{ 年} = 3,252,000 \text{ 円}$
水道事業管理者	$793,000 \times 4 \text{ 年} = 3,172,000 \text{ 円}$
教育長	$793,000 \times 4 \text{ 年} = 3,172,000 \text{ 円}$
常勤の監査委員	$518,000 \times 4 \text{ 年} = 2,072,000 \text{ 円}$



お知りあいの市議会議員の方や地元の市議会議員の方に条例改正に賛成していただくよう働きかけてください！常任委員会の傍聴にお越しく下さい。ご意見などもお寄せください。